

○総務省令第百五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の四の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十日

総務大臣 金子 恭之

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等)</p> <p>第二条の四の十七 令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額は、<u>一万二千円</u>(同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が<u>一万二千円</u>に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。)とする。</p> <p>〔2〕6 略〕</p>	<p>(令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等)</p> <p>第二条の四の十七 令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額は、<u>一万六千円</u>(同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が<u>一万六千円</u>に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。)とする。</p> <p>〔2〕6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の日前の出産に係る地方公務員等共済組合法施行規則第二条の四の十七第一項に規定する金額については、なお従前の例による。